

唐津市七山鳴神の丘運動公園グラウンド

区分			改正前 (1時間当たり)				改正後 (1時間当たり)
			アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用		
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
専用利用	一般	全面	310円	620円	940円	3,770円	460円
		半面	210円	—	—	—	230円
	生徒・児童	全面	150円	310円	—	—	230円
		半面	100円	—	—	—	110円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)
個人利用	一般	100円	110円
	生徒・児童	50円	50円

区分		改正前 (30分当たり)	改正後 (30分当たり)
夜間照明施設	ソフトボールA	830円	830円
	ソフトボールB (Aの2/3)	620円	620円
	野球A	1,250円	1,600円
	野球B (Aの2/3)	1,040円	1,040円
	全面A	1,670円	2,300円
	全面B (Aの2/3)	1,250円	1,600円

【備考】

<ul style="list-style-type: none"> ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。 ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。 ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。 ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。 ・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。 ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合（ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。
--

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237